

## 須賀川市都市公園条例 一抜粋一

### (行為の制限)

第8条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類すること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影し若しくは映画を映写すること。
  - (3) 興業を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これ等に類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、行為の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は第1項に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

### (使用料)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項及びこの条例第8条第1項若しくは、同条第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

### (使用料の減免)

第22条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項及び第8条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者の責に帰することの出来ない理由によって、これらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合、その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

### 別表 (第13条関係)

#### 3 第8条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の種類	単位	金額	摘要
行商、募金その他の類似行為	1人	日額 1,000円	
業として行う写真撮影	1台	日額 1,000円	
業として行う映画撮影	1台	日額 1,000円	
興業行為	占有面積1平方メートル	日額 44円	
競技会、展示会、博覧会その他の類似行為	占有面積1平方メートル	日額 44円	